

令和6年5月2日

関係者各位

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

「事業計画に関するお問い合わせ」に対する回答について

平素より当センターの最終処分場事業に関し、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

令和6年1月の事業計画変更に関する説明会の後、計画地周辺の関係住民の皆さまから頂きました「淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画に関するお問い合わせ」に関しまして、センターの見解等を下表のとおり整理し、ホームページで掲載させていただきます。

なお、ご書面をいただいた22名のうち、事業計画に関連するご意見・ご質問について、センターの回答を掲載しております。

引き続き、当センター事業にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

「淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画に関するお問い合わせ」について

令和6年5月2日

	意見・質問等（要旨）	センター回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・畑の横に計量棟や洗車場があり、畑に水がたまったり、日陰になったりすることはないか。車が頻繁に通ることはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の生活環境へ悪影響のないよう、適切に維持管理を行っていきます。なお、処分場への廃棄物運搬車両の通行は、1日に11台程度を予定しています。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、地下水、灌漑の水質成分を公開してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設稼働後の地下水や河川（塩川等）の水質に係る定期的なモニタリングの結果はセンターのホームページ等で公開します。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全般について、技術の新しい向上や変化があった場合の対応についての考え方を教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設にとって有用な最新の技術や知見については、可能な限り取り入れていく方針です。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・湧いてきた地下水が廃棄物施設内で汚染されることはないか。 ・水処理施設と浸出水調整槽が同じ場所にあるようだが、別々の場所の方がよいのではないか。また、地下水と豪雨が重なったとき、溢れることはないか。 ・臭い対策はできているか。 ・防災調整池の場所と大きさがわからない。池から直に田に流れるのか。 ・想定外の災害（地震、火災、雷、集中豪雨）があったときの対応はどうするのか説明がない。とくに地震で配管が壊れたとき。 ・施設が一杯になったり老朽化したら（20年位か）、埋め立ててしまうのか。何か利用計画でもあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水と埋立廃棄物は遮水工で完全に分離されており、互いに触れることはありません。 ・水処理施設と浸出水調整槽が隣接することによる支障は想定されません。また、浸出水調整槽の容量は過去45年の雨量データを基に算出した最大必要容量7,480m³となっていることや、地下水は浸出水とは別の系統で集排水を行うため、外部へ溢れることはありません。 ・臭い対策については、廃棄物の搬入の新規申し込みがあった場合、職員が申込んだ事業場に赴き、廃棄物の種類や臭いの状況を確認したうえで申し込みを受理します。実際の搬入に際しては悪臭が発生しているものは、排出事業者に返却するなどの適切な措置を講じます。埋立段階では即日覆土を行い、周辺への悪臭の発生を防止します。また、浸出水中の臭いの原因となる物資は水処理によって除去されます。 ・防災調整池（3,084m³）は、一般廃棄物最終処分場の下流にある既設のものを共用します。この防災調整池は、流出口（オリフィス）と下流水路を改修して流下能力を向上させます。防災調整池から流れる水は、改修した農業用水路を経て塩川に流入します。 ・災害が発生した際の臨時的施設点検や特別な対応を定める対応マニュアルを整備し、必要な体制を整えます。また、埋立地内の浸出水を集める浸出水集排水管や埋立地外の地下水を集める地下水集排水管は、地震による揺れを吸収する柔軟性や耐衝撃性を持つ高耐圧ポリエチレン管を使用するため、地震に対して十分な強度を持ちますが、万一、埋立地内において配管に損傷が生じても、浸出水集排水管については遮水シートの内側に設置するため、浸出水が外部に漏れることはありません。浸出水処理施設の配管については、容易に点検ができるよう、地上部への設置を基本とし、破損が生じた際は速やかに補修します。 ・埋立地が一杯となり、埋立終了となった際は、1mの覆土を行った後、国の廃止基準に適合していることについて、県の確認を受けるまでは水処理等の維持管理は継続します。施設の用地は借地する計画であり、廃止の確認を受けた後は施設を廃止し、土地の地権者へ返還する予定です。

	意見・質問等（要旨）	センター回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに三輪の湧水があるが、50～100年と水質は大丈夫か。また、検査はするのか。 ・淀江町は古墳と名水の町で、あの周辺は畑の下にも堅穴住居跡が残っていて、どこを掘っても湧水や遺跡があるのに、なぜ処分場の計画が実行されたのか理解できない。敷地内の前方後円墳はどうか。環境保護のために公園にでもしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地下水等調査の結果では、計画地の地下水が三輪山の清水に影響を及ぼす可能性は極めて低いと推察されていますが、念のため、センターでも月に1回、水質モニタリングを行う予定です。 ・埋立地内は米子市文化財団による埋蔵文化財の発掘調査と記録保存が終わり、現地に古墳はありません。百塚88号墳については、県で復元展示をする方針と伺っており、この取り組みについてはセンターも協力していきます。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ1基の排水能力は0.6トン、それを新たに3基設置との計画だが、詳しい数値の裏付けがあつてのことか。例えば30年に一度の大雨から50年に一度の大雨に対応とのことだが、空手形に終わってしまわないか心配。ここに至った具体的な根拠を知りたい。 ・貯水槽に何トン溜まるのか、1時間に200mm降ったときにどのくらいの時間で一杯になるのか。それを排水するのに時間はどれほどかかるのか。50年に一度の大雨とはどれほどの雨量を想定しているのか等、具体的な数字を基に示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会でご説明した「50年に一度の大雨」とは、雨水集排水施設に流入する設計雨量強度のことです。雨量の強度は、設計雨量強度として50年確率、洪水到達時間を10分としており、極めて短時間（10分）に時間雨量147.4mm相当の強い雨が降った場合でも、溢れないような雨水集排水施設を計画しています。 ・ポンプの排水能力については、過去45年間の雨量データより算出した1日の最大浸出水量（第Ⅰ期：1,020m³、第Ⅱ期：2,236m³）から検討しました。これらに対し、1分間あたりの吐出量0.6m³（1日当たりだと864 m³）の能力を持つポンプを第Ⅰ期は2台、第Ⅱ期は3台にて賄うことができます。 ・浸出水調整槽（貯水槽）は7,480m³（＝トン）の水が溜められる容量を確保します。過去45年間の雨量データを用いた計算で、最大の浸出水量が発生した期間における日間最大降水量は177.5mm/日であり、その際の浸出水量は2,236m³という計算です。1日の水処理能力として70m³/日を設計しています。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ずいぶん前に交通事故があり、女性が亡くなったことがあったので、交通安全には配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入担当者への事前講習等により、走行速度や通行ルートの順守などの安全運転を徹底します。悪質な違反者には、一定期間の搬入停止などのペナルティを課すことを考えています。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画説明5.(3)の廃棄物の搬入検査①～④について下記3つの質問 <ul style="list-style-type: none"> ① 事前審査、② 受付検査、③ 展開検査、④ 埋立 <ul style="list-style-type: none"> ■ ①～④はセンター職員が実施するのか、外部委託するのか。 ■ ①～④の検査業務には公的資格が不要な業務なのか。 ■ ①～④の検査業務に携わる方の能力、技量、スキル判定はどのように実施されるのか。 ・地下水対策等々、慎重に万全な対策を行っていただいていると考えるが、各業態における人的ミスは多々発生しており、職員教育、資格判定、業務スキル判定、コンプライアンスの徹底は重要と考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ①～③はセンター職員が行います。④の作業は、センター職員の監督のもとでの業務委託を予定しています。 ■ 処分場を統括する廃棄物処理施設技術管理者（有資格者）の指導監督のもとで技能習得した職員が業務を行います。 ■ 廃棄物処理施設技術管理者が業務担当者の技能を評価・確認したうえで業務にあたさせます。 ・業務担当者への教育研修のほか、作業マニュアルや各種チェックリストを活用し、適切な維持管理を行います。

	意見・質問等（要旨）	センター回答
8	<p>・新聞報道では「軟弱地盤が見つかった」とあるが、どうして今頃見つかったのか。既に行われた「地下水調査会」に影響を与えていないか不安である。（孫たち次世代が健康に暮らせることが一番の願い）</p> <p>若いお母さん方や関係住民以外の多くの人も「なぜ今になって軟弱地盤が」と不安になっている。また、センターにも不信感を抱いている。ぜひ、納得がいくように説明してほしい。</p>	<p>・平成 24 年当時に環境プラント工業が実施したボーリング調査データ及び、粘性土の存在については、平成 28 年の事業計画書において記載済み、同計画書は縦覧済みであり、同計画書において、検討の精度を上げるための調査が望まれることや、地盤改良を要する可能性についても記載しています。今回、詳細設計に基づき、必要な地盤改良の方法や範囲を定め、安全性の向上のため適切な地盤改良等を実施しようとするものです。また、県の地下水等調査会は、広域の地下水流れを調査したものであり、センターの計画が調査会の調査結果に影響を与えるものではありません。</p>
9	<p>・水質管理を完全にさせていただいていたらと思っている。</p>	<p>・周辺の生活環境に影響の無いよう水質モニタリングを行いながら、水処理をはじめ適切に施設の維持管理を行います。</p>
10	<p>・軟弱地盤対策は主要施設の変更である。県手続条例の定めに従い、関係住民が意見書を提出し、それに対してセンターが見解書を作成する。理解できないならば再意見書を提出し、センターは再見解書を作成して合意を目指すべきである。それでも合意が成立しない場合は県が調整するという県手続条例の一連の手順を踏み、理解を得るべきと考える。</p>	<p>・変更届の内容に対して、令和 6 年 4 月 18 日付で鳥取県地域社会振興部長から条例上の再手続は要しない旨の通知がありました。センターとしては、関係住民の方々に十分ご理解をいただくため、引き続き事業計画の周知に努めてまいります。</p>
11	<p>(軟弱地盤、手続関係)</p> <p>・計画地の軟弱地盤は環境プラント工業が事業主体であった時から、ボーリングの結果によって明らかである。当時のセンターの担当者は地元説明会において「処分場計画は安全である」と断言したが、その判断は誤りであったことが明らかとなった。この件について、センターの見解をお聞きする。</p> <p>・軟弱地盤対策を実施しなければ処分場としての根本的な機能が保持できないことは明白であり、新たに軟弱地盤対策を講じる計画は県の手続条例規則第 19 条の適用外であると考えます。センターの見解をお聞きする。</p> <p>・また、センターが手続条例規則第 19 条に該当すると判断した根拠とする基準について教えてほしい。</p> <p>・手続条例のマニュアルには「規則第 19 条にかかわる変更事項であっても、必要に応じて関係機関と協議するよう指導すること」と記載されている。県からどのような指導があったのか示してほしい。</p>	<p>・平成 24 年当時に環境プラント工業が実施したボーリング調査データ及び、粘性土の存在については、平成 28 年の事業計画書において記載済み、同計画書は縦覧済みであり、同計画書において、検討の精度を上げるための調査が望まれることや、地盤改良を要する可能性についても記載しています。今回、詳細設計に基づき、必要な地盤改良の方法や範囲を定め、安全性の向上のため適切な地盤改良等を実施しようとするものです。</p> <p>・この地盤改良を含めた事業計画の変更が、設置手続条例施行規則第 19 条に規定する変更該当するかどうかは、県が判断されるものです。</p> <p>・上記回答のとおりです。</p> <p>・令和 6 年 4 月 18 日付の鳥取県地域社会振興部長からの通知において、「条例に基づく手続の要否に関わらず、今回の変更を含めた事業計画について関係住民に十分周知を図るよう努めること」との指導がありました。センターとしては、関係住民の方々に十分ご理解をいただくため、引き続き事業計画の周知に努めてまいります。</p>

意見・質問等（要旨）	センター回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細設計の委託先との打ち合わせ記録簿に添付されている資料には「条例事業計画の変更届の提出（セ→県審査室）（審査 1 ヶ月→再手続不要の通知）」と記載されている。この時点でセンターが再手続不要と判断した根拠について、具体的かつ詳細に示してほしい。 ・ 今回の軟弱地盤対策方法を選択した理由とその根拠について、具体的かつ詳細に説明してほしい。 <p>（生活環境影響調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境影響調査は、どの地域の、誰の生活環境に関するものか。また、それに対し、調査にあたり特別に配慮した点を具体的に説明してほしい。 ・ 生活環境影響調査の見直しに際し、地元住民に調査内容をあらかじめ示すこともなく、また、地元住民からの意見や要望を積極的に把握し、調査計画に反映しようとする姿勢が皆無であったがその理由は何か。 ・ 生活環境影響調査の見直しに際し、関係自治会の集落内に観測地点を設けた箇所について、図を用いて具体的に示してほしい。 ・ 軟弱地盤対策工事実施の際の周辺環境への影響（騒音、振動）について、定性的ではなく、具体的数値で説明してほしい。 ・ 調査結果の説明では資料の提供もなく、地元住民に対する真摯な姿勢で臨むという基本的配慮を欠いていたと思う。前回の調査内容に誤りはなかったか。あればその内容と原因を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の資料は、当センターと委託先のコンサル会社との間において、当センターの考える想定スケジュール等の情報を共有する意図で作成したものです。よって、再手続不要と判断した根拠はありません。 ・ 対策工法には「動圧密工法（地盤を上から重量物で叩く）」や「固化改良工法（セメント杭打ち等）」など、様々な方法がある中で、騒音・振動等、周辺的生活環境に最大限配慮し、経済性を踏まえて、「砕石置換工法+プレロード工法」を選択したものです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境影響調査は、処分場を設置することによる周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査であり、国の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」及び県の「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」に基づき、現況把握の調査や施設稼働後の影響予測等を実施しています。 ・ 今回の生活環境影響調査の更新も、国の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」及び県の「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」の内容を踏まえて実施したものであり、住民の皆様の意見等を踏まえて行った以前の調査の結果に変更が生じていないことを確認する目的で、必要に応じて最新のデータにより更新したものです。 ・ 上記の回答のとおり、生活環境影響調査の結果に変更が生じていないことを確認する目的で、最新のデータにより更新したものであり、関係自治会の集落内に新たな観測地点はありません。 ・ 砕石置換工法やプレロード工法は、一般的な土木工事で採用される工法の中でも周辺的生活環境に対して著しい騒音・振動影響が生じない工法ですが、施工業者にも特に留意するよう促し施工させます。なお、工事前には、関係住民の皆様に改めて説明させていただきます。 ・ 生活環境影響調査書はホームページで公開しています。 当初調査書に次のとおり間違い部分がありましたが、今回の調査書の中で訂正させて頂きました。 （訂正箇所）当初調査書における予測結果 5-1-38：車両交通にかかる二酸化窒素等の予測値 5-2-22：埋立作業重機にかかる騒音の予測値 5-3-13、15：施設稼働に伴う振動にかかる予測値 5-5-44、45：浸出水の放流にかかる水質予測値

	意見・質問等（要旨）	センター回答
		<p>原因は、数値計算過程での取扱い誤りによる計算ミスでしたが、このことが当初及び今回の予測評価を「周辺環境への影響はほとんどない」とした結論に影響を与えるものではありませんでした。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25の説明会では「4.計画の変更または追加事項」が提案された。それによると、「新たな安全対策その1」「新たな安全対策その2」となっており、これまで提案されている事業計画の軽微な変更ならば変更届だけで済むかもしれないが、新たな変更となれば条例第21条に基づいて手続きが求められると思う。条例21条3では「届出をしたときにおける手続きは、第5条から前条までの規定の例によるものとする」となっており、規則19条には手続きを要しない変更が6項目あるが、該当する項目はない。届け出だけではなく、条例に基づいて手続きをやり直せばならない。 ・「新たな安全対策その1」は、「埋立地の地盤を強化」「土えん堤の安定性を向上」となっており、とくに埋立地の地盤には、粘度存在する箇所があるためとのこと。H24から計画がされてきたが、一度も計画地に粘土層があって地盤強化をしなければならないとの説明を聞いたことがない。1/25の説明では、粘土層の上に遮水シートを敷けば廃棄物の荷重でシートが壊れる可能性があるとのことであり、これまでの環境プラント案、センター別案で工事が進んでいたら、遮水シートの破損など大変なことになっていた。事業者の調査不足だったのか、あるいは粘土層があることを隠ぺいしていたのか明らかにすべき重大な問題である。これについて示してほしい。 ・1/25の説明会で、「埋立地の地盤を強化」を行うのにいくら事業費がかかるのかとの質問には回答されなかった。地盤強化といえば莫大な事業費の増加になり、また、本当に安全なものになるか不安になる。この計画には県民の税金が投入されるので、当然明らかにすべきであり、回答を求める。 ・粘土層の軟弱地盤が存在するとのことであるが、このような場所は最終処分場として適していないと思われる。これまでも淀江町には全国名水百選に選定された「天の真名井」がある、地下水の豊富な町として知られている。また、センターがH15に行った県内自治体への処分場適地照会の条件に「(1)集落・住家等に隣接していない。(2)飲用水源地、もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地。」等として行った依頼文書に対して、旧淀江町は「候補地はありません」と回答していた。センターは自分たちの出した条件も無視して計画地 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届の内容に対して、令和6年4月18日付で鳥取県地域社会振興部長から条例上の再手続きは要しない旨の通知がありました。センターとしては、関係住民の方々に十分ご理解をいただくため、引き続き事業計画の周知に努めてまいります。 ・平成24年当時に環境プラント工業が実施したボーリング調査データ及び、粘性土の存在については、平成28年の事業計画書において記載済み、同計画書は縦覧済みであり、同計画書において、検討の精度を上げるための調査が望まれることや、地盤改良を要する可能性についても記載しています。今回、詳細設計に基づき、必要な地盤改良の方法や範囲を定め、安全性の向上のため適切な地盤改良等を実施しようとするものです。 ・事業費は現在精査中です。 ・処分場の直下流に水道水源はありません。開発協定については当事者が判断されるものであり、当処分場の設置に当たっては、今後、当事者とセンターで協議する予定です。埋立地内は米子市文化財団による埋蔵文化財の発掘調査と記録保存が終わっており、現地に古墳はありません。百塚88号墳については、県で復元展示をする方針と伺っており、この取り組みについてはセンターも協力していきます。

	意見・質問等（要旨）	センター回答
	<p>としている。さらに計画地は一廃処分場の開発区域内となっており、開発協定4条で「目的以外の用途に供してはならない」と書かれており、産廃処分場としては利用できない。そのうえ、計画地内には「前方後円墳」が発見され、百塚原遺跡の最後の遺跡とされていますが、これも壊して処分場を建設しようとしている。県の担当職員も「全国の水源地直上流に産廃処分場を造っているところを探したが、見当たらない」と説明（2023/5/17）しており、いかにこの計画地が適地ではないことが明らかである。当初、県東部や中部で計画されたがことごとく反対され、頓挫しているときに西部の一廃処分業者から計画地の提案があり、センターが飛びついたことからこの計画が始まった。全県下くまなく調査をして決めた計画地ではないので、次々と問題が噴出しており、ボタンの掛け違いとはこのことだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、計画地の近くでコウノトリを目撃した人やテレビで話題となったことがあった。コウノトリは絶滅危惧種で、全国に約300羽確認されているそうだが、コウノトリが住める環境を守るためにも処分場計画は断念すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地区でコウノトリの飛来があることは承知していますが、計画地内に営巣はありません。仮に計画地内にコウノトリの営巣が確認できれば、天然記念物であることを考慮して、適切な対応をとる考えです。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤が広範囲にあり、しかもそれが4年も前にわかっていたというのに、今まで住民には全く知らされていなかったというのであるから、単なる変更では済まされない。一番基本となるところが違っていたのであるから、当然、手続きをやり直すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年当時に環境プラント工業が実施したボーリング調査データ及び、粘性土の存在については、平成28年の事業計画書において記載済み、同計画書は縦覧済みであり、同計画書において、検討の精度を上げるための調査が望まれることや、地盤改良を要する可能性についても記載しています。今回、詳細設計に基づき、必要な地盤改良の方法や範囲を定め、安全性の向上のため適切な地盤改良等を実施しようとするものです。 変更届の内容に対して、令和6年4月18日付で鳥取県地域社会振興部長から条例上の再手続は要しない旨の通知がありました。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場を造る理由として、「県内事業者が排出する産廃の処分先が県内になくて困っている」、「処分料金は値上げ傾向を示している」などが挙げられていた。しかし、R2に初めて実態調査をしたら、県内事業者が最終的に埋め立てる処分量の半分以上が元々は県外で発生したものだという実態が明らかとなっている。県外で排出された産廃も県内の中間処理業者の手を経れば県内の産廃だなどというのは屁理屈もいいところである。処分場がなければ企業の誘致もできないなどと主張していたが、産廃業者の誘致を念頭に置いた発言だったのか。処分場建設の必要性の説明がいかにでたらめだったのかがわかる。 ・最終処分場の残余容量は減少傾向にあるものの、最終処分量の減少割合のほうが大きいと、残余容量はむしろ増加傾向にある。本当に処分料金は値上げ傾 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、県内には産業廃棄物管理型最終処分場が1ヶ所もない状況であり、県内に必要不可欠な基礎的インフラとして処分場設置を計画するものです。 ・処理料金については、近隣の公共関与処分場においても直近5年で概ね20～30%程度の値上がりが見られています。

	意見・質問等（要旨）	センター回答
	<p>向にあるのか。センターや県は処分料金の実態をきちんと調べているのか。調べているなら具体的に数字をあげ、データできちんと示すべきである。</p> <p>・「国立社会保障・人口問題研究所」が発表した2050年（26年後）の鳥取県の人口推計は40万人余りになるとのことである。2050年には鳥取県で排出する産廃は大きく減少するのではないかと。本計画では37年間埋め立てを行う計画となっているが、このような人口推計を考慮しているのか。何も考慮せずに計画したため、将来、処分場を維持するためにこれまで以上に他県から産廃を持ってくることになりはしないか。鳥取県の排出業者のためにと言いながら、他県のための処分場になってしまう可能性が極めて高いと思う。</p>	<p>・人口が減少したからとはいえ、県内産業廃棄物がゼロになることはありません。県内に処分場がなく他県の施設に依存している状況や県外産廃の搬入規制等によって処分先を確保するのが困難になるリスクを鑑みると、処分場確保は必要と考えます。</p>
15	<p>・粉じんの飛散と臭気の拡散のほか、景観との乱調による心的ストレスは計り知れない。</p> <p>・想定外の事故を限りなくゼロにするため、クローズド型処分場を望む。できないのであれば、その理由を詳しく教えてほしい。</p>	<p>・当処分場では即日覆土のほか、必要に応じて即時の覆土や散水しながらの荷降ろし、強風時の搬入中止などにより飛散対策を十分に講じて運営していきます。</p> <p>悪臭については、廃棄物の搬入の新規申し込みがあった場合、職員が申込んだ事業場に赴き、廃棄物の種類や臭いの状況を確認したうえで申し込みを受理します。実際の搬入に際しては悪臭が発生しているものは、排出事業者へ返却するなどの適切な措置を講じます。埋立段階では即日覆土を行い、周辺への悪臭の発生を防止します。また、水処理によって浸出水中の臭いの原因となる物資は除去されます。</p> <p>また、周囲の景観には十分に配慮した整備を行っていきます。</p> <p>・当処分場においては、下記の理由により、オープン型処分場を選定しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設置実績が1,700件以上と豊富で、埋立管理の技術的知見が十分蓄積されており、既存施設のノウハウが活用できること。 ② 埋立終了後、処分場の廃止に至るには埋立廃棄物の安定化が必要であるが、オープン型は自然降雨による早期安定化が期待できること。 ③ オープン型でも、ゲリラ豪雨などの気象災害に対しても、必要な構造や適切な維持管理を行うことにより、十分安全に対応できること。 ④ 計画では、処分場の用地は借入予定で、廃止後は地権者に返還する必要があることから、これに支障のないオープン型が適切であること。
16	<p>・地盤対策としてプレロード工法を選択され、具体的な工事の範囲や方法を検討されるに至った根拠となる実証実験について、その詳細を資料含めて教えてほしい。</p>	<p>・対策工法には「動圧密工法（地盤を上から重量物で叩く）」や「固化改良工法（セメント混合等）」など、様々な方法がある中で、騒音・振動等、周辺的生活環境に最大限配慮し、経済性を踏まえて、「砕石置換工法+プレロード工法」を選択したものです。</p>

	意見・質問等（要旨）	センター回答
		<p>プレロード工法の工事範囲や方法の検討には、埋立区域内で実施したボーリング調査結果に基づき粘土層の範囲を設定し、確立された解析手法（コンピューターシミュレーション）を用いています。</p> <p>（ボーリング調査結果、工法選定に係る資料及びプレロード工法に係るコンピューターシミュレーションの結果は、ホームページに掲載しております事業計画変更届出書に記載しておりますのでそちらをご参照ください。）</p>